

監査結果に関する措置状況報告書

報 告 番 号：報告監 5 の第12号

監 査 の 対 象：令和 4 年度監査委員監査 物品管理等に関する事務

所 管 所 属：北区役所

通知を受けた日：令和 5 年 8 月 9 日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
1	備品出納簿の出力・保管について改善を求めたもの（一般会計等） 各所属の備品出納簿（令和 3 年度全期分）の出力・保管状況について確認したところ、所属において、備品出納簿（令和 3 年度全期分）を出力・保管できていない担当課があった。 【指摘事項】 1. 上記所属は、物品担当課において各課の出力状況を確認することや、物品担当課等でも所属内全課の備品出納簿を出力することなどにより、備品出納簿の出力・保管が確実に実施されるよう仕組みを構築されたい。	・物品担当課（総務課）における内部照会の漏れが原因となったことから、内部照会を行うメール文案を事前に作成することやフォルダ内に注意喚起のメモを保存することで、次回以降に内部照会漏れが発生しない仕組みを構築し、当該担当課内に周知した。 ・定められた時期に備品出納簿を各課で出力・保管するとともに総務課に提出することで、出力漏れが発生しない仕組みを構築し、この旨を所属内全課に対して周知した。 ・当該仕組みに基づき、所属内全課分の令和 4 年度全期分の備品出納簿が漏れなく出力・保管されていることを令和 5 年 5 月 31 日に確認した。	措置済	令和 5 年 5 月 31 日
2	不用の意思決定について改善を求めたもの（一般会計等） 令和 3 年度中に物品の廃棄処理を実施した所属につき、当該物品に係る不用の意思決定手続について確認したところ、大阪市事務専決規程等で定められた専決権者までの決裁を得ていないものがあった。 【指摘事項】 上記所属は、不用の意思決定が適切に実施されるよう、定められた手続を周知し、運用されたい。	・今回の監査指摘への対応として実施した備品出納簿の出力・保管に関する内部照会時のメール本文に、備品廃棄の際には不用の意思決定の決裁が必要な旨を記載し、周知した。また、処理について不明な点がある場合は総務課に確認することとした。 ・総務課で実際に処理を行った例を入力例として加工、保存し、実際に廃棄が必要となった際の担当課へ送付し、適切に処理が行えるよう事務の見直しを行った。	措置済	令和 4 年 10 月 7 日